

練馬区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和8年6月20日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第76号

練馬区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則の一部を改正する規則

練馬区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則（平成26年6月練馬区規則第66号）の一部をつぎのように改正する。

本則の表中「森田泰子」を「大木裕子」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。